玄海町使用済核燃料税の新設について

1. 玄海町使用済核燃料税新設の理由 [玄海町協議書抜粋]

平成23年3月11日の東日本大震災以降、国の原子カエネルギー政策は不透明で、再稼働も進んでおらず、玄海町に立地している九州電力(株)玄海原子力発電所は運転停止を余儀なくされている。

また、運転開始後40年を経過した玄海1号機については、平成27年4月2日に電気事業者である九州電力(株)より運転終了が決定され、玄海3号機・玄海4号機については、平成28年度中の再稼働を目指しており、玄海2号機については再稼働の目途も立っていない。

これまで本町は、国の原子力行政に積極的に協力してきているところであるが、福島第1原子力発電所の事故以来、国のエネルギー施策は「原子力発電所の依存度を低減させる」とし、立地市町村へは再稼働及び廃炉等における期限付きの支援は打ち出してはいるが、具体的な支援策は示されず、町としての将来構想は非常に不安定で見通しの立たないものになっている。

特に、財政収入の大部分を占める固定資産税の減少は顕著で、住民サービスの低下が懸念される。

(中略)

原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な新たな財政需要額に対応するため、 法定外目的税として「玄海町使用済核燃料税」を新設するものである。

2. 玄海町使用済核燃料税の概要

課税団体	玄海町		
税目名	使用済核燃料税(法定外目的税)		
課税客体	使用済核燃料の貯蔵		
税収の使途	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生 に必要な費用		
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 (使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)		
納税義務者	発電用原子炉の設置者		
税率	1キログラムにつき500円		
徴収方法	申告納付		
収入見込額	(初年度) 416百万円 (平年度) 416百万円		
非課税事項	_		
徴税費用見込額	_		
課税を行う期間	平成29年度から平成33年度までの5年間		

3. 同意要件との関係

玄海町核燃料税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当す る事由があるかどうか検討する。

- ○地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄) (総務大臣の同意)
- 第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を 受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について 次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに 同意しなければならない。 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の
 - 負担が著しく過重となること。
 - 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして 適当でないこと。
- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著し く過重となること。」

① 課税標準

核燃料に対する税としては、佐賀県核燃料税(法定外普通税)があるが、 今回新設を予定している玄海町使用済核燃料税の課税標準は「使用済燃料 に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、佐賀県 核燃料税は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子 炉の熱出力」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電所に対する税として、電源開発促進税(国税)があるが、課 税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、玄海町使用済核燃 料税と課税標準を異にしている。

この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じく するものは認められない。

(参考)玄海町使用済核燃料税と佐賀県核燃料税及び電源開発促進税との比較

	玄海町使用済核燃料税	佐賀県核燃料税	電源開発促進稅
納税義務者	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	使用済燃料の貯蔵	①価額割: 発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割: 発電用原子炉を設置して行う発電事業	販売電気
課稅標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料 物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過し たものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したもの はこの限りではない。)	①価額割: 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割: 発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税率	1キログラムにつき500円	①価額割: 100分の8.5 ②出力割: 184,000円/千kw/年	375∃∕ f kwh
課税を行う期間	平成29年度から平成33年度までの5年間	5年間(平成26年4月1日~平成31年3月31日)	_

② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力は、年間売上高 1 兆7,054億円 (平成27年度決算ベース) (注) の企業である。一方で、本件条例による負担は約 4 億円程度であり、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。

また、仮に玄海町使用済核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭(300kwh/月)1世帯当たり5か年平均1.51円/月(1kwh当たり0.503銭/月)と見込まれる(玄海町試算)。

この試算結果を踏まえても、今回の見直しによって、住民の 負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(注) 九州電力の経常利益は平成27年度決算ベースで743億円である。

(2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

玄海町使用済核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。玄海町使用済核燃料税は、玄海町における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に 照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。 以上により、今回新設を予定している玄海町使用済核燃料税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。